

TDK ラムダ グループ
グリーン調達基準書
第 31 版

2025 年 7 月 30 日

TDK ラムダ株式会社

品質保証統括部

製品環境 G

目次

項目	Page
はじめに	3
1. グリーン調達基準書について	4
1-1. 目的	4
1-2. 適用範囲	4
1-3. 用語の定義	4
1-4. 保証について	6
1-5. 秘密保持	6
1-6. 改訂	6
1-7. お問い合わせ	6
2. 環境関連物質基準	7
2-1. 禁止物質の含有禁止	7
2-2. 含有管理物質の申告	7
2-3. 含有化学物質調査	7
2-4. 購入品の化学物質含有情報に変更が発生した場合	7
2-5. 法規制に追加・変更が発生した場合	7
2-6. 再調査への対応	7
2-7. 本基準書改訂時の対応	8
3. 関連文書および資料	8
4. 制定・改訂履歴	9
5. 主な改訂点	10

【 TDK ラムダ 環境理念 】

地球を守るということは、その美しい自然と限りある資源を大切にすることです。それは世界の人々にとっての義務でもあります。

TDK ラムダはこの地球環境の保全を最重要課題に掲げ、全社的に取組むと共にひとりひとりが社会の一員として積極的にその活動に参加します。

はじめに

TDK グループは地球環境保護のための活動を行っています。

企業活動にとって地球環境保護は、人類の持続可能な発展を成し遂げる上で最重要課題のひとつであり、その取り組みが企業価値を高めると共に、一つ一つの積み重ねが国際社会に貢献する時代になっています。 TDK では、環境に対する責任を果たすため、「環境憲章・環境ビジョン*1」を定め、環境ビジョン 2035 では「ライフサイクル的視点での CO2 排出原単位を 2035 年までに半減する」を目標としています。 お取引先様との関係においては、環境負荷低減に貢献する生産資材を優先的に調達することを目的として、1999 年 4 月に TDK グリーン調達基準書（初版）を制定し「環境配慮型製品の創出」にご協力を頂いております。

この度、国内外の環境関連法規制や社会的要求の変化、および技術の進歩に対応するために、本基準書を改訂し、発行させていただくことと致しました。お取引先様におかれましては、弊社の環境に対する取り組み及び本基準書の内容をご理解いただき、サプライチェーン一体となった環境対応にご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

*1 弊社の環境に対する取り組みの詳細については、当社のホームページをご覧ください。

TDK web site - サステナビリティ - 環境 - 環境方針・環境ビジョン

英 語 : https://www.tdk.com/corp/en/sustainability/environmental_responsibility/sus03100.htm

日本語 : https://www.jp.tdk.com/corp/ja/sustainability/environmental_responsibility/sus03100.htm

中国語 : https://www.jp.tdk.com/corp/zh/sustainability/environmental_responsibility/sus03100.htm

2020年4月1日

TDK 株式会社

SCM & 経営システム本部 調達・ロジスティクスグループ

1. グリーン調達基準書について

1-1 目的

本基準書は、TDK ラムダグループがグリーン調達活動を推進するにあたり、「含有を禁止する化学物質(禁止物質)」と「含有を管理する必要がある化学物質(含有管理物質)」を明確にすることにより、お取引先様から、環境負荷低減に貢献し、社会的責任を果たせる購入品を優先的に調達することを目的とします。

1-2 適用範囲

本基準書は、TDK ラムダグループが物品を調達し、または、製造等の委託をするお取引先様(以下 総称して「お取引先様」といいます)および、お取引先様が TDK ラムダグループに販売、納入する購入品に適用されます。ただし、TDK ラムダグループより、本基準書に加えて または、別途含有化学物質に関する基準を個別に要求する場合、個別の要求が優先します。

1-3 用語の定義

本基準書において以下の用語は、それぞれ定義された意味を持つものとします。

(1) TDKラムダグループ

TDK ラムダ株式会社および海外子会社を含む関連会社をいう。

(2) 購入品

「購入品」とは、お取引先様が TDK ラムダグループに販売、納入する物品のうち、以下の(i)～(iv)のいずれかに該当する物品をいう。

(i) 化学品(chemical)

「化学品」とは、欧州(EC) No 1907/2006 REACH 規則 タイトル 1 第 2 章 第 3 条 1 項の物質(Substance) および、2 項の調剤(Preparation)をいう。

(例)金属材料、金属酸化物、樹脂ペレット、ペースト、はんだ、バインダー、接着剤、塗料・インク等

(ii) 部品

「部品」とは、欧州(EC) No 1907/2006 REACH 規則 タイトル 1 第 2 章 第 3 条 3 項の成形品(article)をいう。

(例)電子部品、機構部品、絶縁テープ・フィルム等

(iii) 包装材

「包装材」とは、(ii) 部品の内、TDK ラムダ製品を配送・保護・識別するために用いる物品をいう。

(例)トレイ、袋、緩衝材、ステプラー(Stapler)、段ボール、リール、テープ、ラップ、ラベル、取扱説明書やインデックスカード等

対象外:2次汚染をしないで回収・再利用されるパレットやコンテナ、通箱

(iv) その他購入品

「その他購入品」とは、お取引先様が TDK ラムダグループに販売、納入する上記(i)～(iii)以外の物品の内、TDK ラムダグループが本基準書の適用を指定した物品および、お取引先様が本基準書の適用を表明した物品をいう。

(例) 治具・工具類、事務用品、金型、設備等で TDK ラムダグループが指定した物品

(3) 化学物質

「化学物質」とは、元素(単体)および化合物(合金を含む)をいう。

(4) 環境関連物質

「環境関連物質」とは、人体や環境または社会的に影響を与えるか、または与える可能性があるとして TDK ラムダグループが指定する国内および海外法規制で指定される禁止物質および管理物質をいう。

禁止物質

「禁止物質」とは、環境関連物質のうち、2-1 禁止物質の含有禁止-【付表】特定法規制リストに記す国内および海外法規制で禁止された物質をいう。

含有管理物質

「含有管理物質」とは、環境関連物質のうち、意図的な使用を制限するものではなく、使用実態を把握し使用の有無及び含有濃度について把握する必要がある物質をいう。

(5) 含有

「含有」とは、購入品中に成分・内容物として化学物質が含まれていることをいう。

(6) 意図的添加

「意図的添加」とは、購入品中にある目的のために特定の化学物質を故意に含有させることをいう。

(7) 不純物

「不純物」とは、購入品中に含有されている物質のうち、精製過程で技術的に除去しきれない物質、または、合成反応過程で生じ、技術的に除去しきれない物質をいう。

(注) 半導体デバイス等を製造するためのドーパント(Dopant)については、意図して添加される物もありますが、実質的に半導体デバイスに極めて微量に残存しているドーパントは不純物として取り扱います。

(10) 適用除外

「適用除外」とは、特定の用途に限り、含有量を正確に記載して適用除外の申告をした場合に禁止物質または含有管理物質の対象から除外することをいう。

(11) 用途

「用途」とは、化学物質が使用される購入品への用途をいう。

禁止の有無、閾値、適用除外の区別等は、用途ごとに付表にて定めています。

(注) 化学物質が使用される購入品への用途とは、TDK ラムダグループが使用する用途ではなく、たとえば、購入品の繊維製品を構成するためにホルムアルデヒドを添加することを用途といい、付表の記載が下記の場合は、含有禁止となります。

物質名	要求事項区分	対象の用途
ホルムアルデヒド	含有禁止	繊維製品

(12) 閾値(いきち、または、しきいち)

「閾値」とは、購入品の部位ごとに含有する化学物質の許容濃度であり、付属書にて定めた値をいう。

(注) 閾値の定義を「部位ではなく、製品総重量あたりの含有率」とする法律もありますが、本基準書では「部位あたりの含有率」を原則として定めています。

(13) 部位

「部位」とは、それ以上分離出来ない均質材料(Homogeneous material)部分をいう。

(14) 均質材料(Homogeneous material)

「均質材料」とは、均質で機械的に異なる材料へ分離できない素材をいう。

「均質」とは、全体的に一樣な組成であることを意味し、「機械的に分離できない」とは、ねじ外し、切断、破碎、粉碎および研磨などによって分離できないことを指します。

(例) プラスチック、セラミック、ガラス、金属、めっき皮膜、紙、樹脂、インク、コーティング材、塗料等

1-4 保証について

- (1) 購入品については、本基準書への適合、および、ご提出いただく書類に記載された情報について正確かつ漏れが無いことを保証していただきます。なお、購入品または購入品の原材料がお取引先様以外の会社で製造される場合においても、お取引先様の責任の下、購入品および購入品の原材料に関する正確かつ漏れが無い情報をお知らせいただく必要があります。
- (2) 本基準書への適合が購入品の仕様の一部をなす場合、前二項の保証違反を含む本基準書への不適合は購入品の瑕疵とみなします。

1-5 秘密保持

ご提出頂いた資料は、原則 TDK グループ内部での使用に限定いたしますが、公的機関または、TDK ラムダグループの納入先から資料開示の要求があった場合は、お取引先様が特定できないことなどを配慮のうえ開示する場合がございますので、予めご了承のほどお願いします。
お取引先様の個人情報につきましては、適正な取扱いに関する法令その他の規範を遵守します。

1-6 改訂

本基準書は、国内外の各種法規制、社会的要求の変化等により、改訂することがあります。

1-7 お問い合わせ

本基準書でお願いする資料の提出・報告およびお問い合わせは、TDK ラムダグループの要求部門、または、下記へお願いします。

TDK ラムダ株式会社

品質保証統括部 品質保証部 製品環境グループ

TEL: 0258-23-0260

FAX: 0258-21-1115

2. 環境関連物質基準

2-1 禁止物質の含有禁止

購入品は、原則として禁止物質を含有してはいけません。ただし、付属書 1 に定める各禁止物質の閾値に満たない量が不純物として含有される場合、または、購入品の納入に先立ち、購入品が禁止物質を含有することを自ら正確に申告した場合はこの限りではありません。

2-2 含有管理物質の申告

購入品に含有管理物質が含有される場合、お取引先様は、購入品の納入に先立ち、購入品が含有管理物質を含有することを自ら正確に申告しなくてはなりません。ただし、「意図的使用」、あるいは「含有既知」でない場合はこの限りではありません。

2-3 含有化学物質調査

TDK ラムダグループより、お取引先様に本基準書に関連する調査を依頼した場合、お取引先様が、2-1 および 2-2 の規定によって自ら含有物質の申告をされる場合、または、適用除外の申告をされる場合は、付属書 2 の「提出資料一覧」の購入品の種別に該当する書類を正確に作成の上、速やかにご提出ください。

2-4 購入品の化学物質含有情報に変更が発生した場合

購入品の化学物質含有情報(構成成分や含有量など)に変更、または、変化が生じた場合、直ちに含有化学物質調査の情報を更新いただくと共にその旨を書面にて TDK ラムダグループへご連絡ください。

2-5 法規制に追加・変更が発生した場合

上記に定める禁止物質および含有管理物質には、各国の法律上の要請 (REACH, RoHS など) による、または GADSL など外部団体が独自に定める禁止物質および含有管理物質のリスト(以下単に「リスト」といいます)が引用されています。TDK ラムダグループが、法律上の要求、顧客や社会的要求を満たすためにはリストへの適合が必須であることから、お取引先様にはリストを定期的にご確認いただき、適用される最新のリストの要求事項を満足する購入品を納入いただきますようお願い致します。リストの変更により購入品が変更されたリストの要求事項を満足していないことが判明した場合は、リスト変更日より 30 日以内に含有化学物質調査の情報を更新いただくと共にその旨を書面にて TDK ラムダグループまでご連絡ください。ご報告が無い場合は、変更されたリストの要求事項は、保証されたものとみなします。なお、リストは、TDK ラムダグループの意向にかかわらず、またお取引先様へ個別に予告されることなく変更されますので、予めご了承ください。

2-6 再調査への対応

法改正、顧客要求の変更、本基準書の改訂その他の事由により、TDK ラムダグループが必要と判断した場合、全てまたは特定の購入品について、含有化学物質調査の再提出をお願いすることがあります。

お取引先様は、その場合、速やかに含有化学物質調査の再提出をお願いします。

ただし、例示のような補完する手段にて代替する場合があります。

- (a) 変更部分に関する不使用保証書、不使用証明書等
- (b) 特定の要求事項に関する不使用保証書、不使用証明書等

2-7 本基準書改訂時の対応

TDK ラムダグループが本基準書を改訂した場合、お取引先様は、速やかにその内容をご確認願います。改訂により購入品が本基準書を満足しなくなったときは、当該改訂から 30 日以内に、含有化学物質調査の情報を更新いただくと共にその旨を書面にて TDK ラムダグループへご連絡ください。ご連絡が無い場合、変更された本基準書への適合を保証されたとみなします。

3. 関連文書および資料

付属書 1. 環境関連物質リスト

具体的な化学物質名称については付属書 1 を参照のこと。

付属書1の見方

要求事項区分	閾値	意味
含有禁止	—	意図的添加を禁止とし、また、不純物としても含有されてはならない。
含有禁止	< 1000ppm	意図的添加を禁止とし、また、不純物としての含有においても 1000ppm 未満でなければならない。
含有管理	—	意図的添加による、また不純物としての含有にかかわらず、含有を把握している場合は、その含有量を明確にして申告しなければならない。
含有管理	< 1000ppm	意図的添加による、また不純物としての含有にかかわらず、その含有量が 1000ppm を超える場合は、含有量を明確にして申告しなければならない。
適用除外	—	特定の用途に限り、別途特別の定めがなければ、含有量を正確に記載して適用除外の申告をした場合に禁止物質や含有管理物質の対象から除外することをいう。

(注) 特定の法律 (RoHS 指令、ELV 指令等) 要求が「以下(≦)」であっても、顧客要求等に配慮し、この基準書で「未満(<)」と定めている場合があるので注意すること。

付属書 2. 提出資料一覧

付属書 3. 分析方法

4. 制定、改訂履歴

2004 年 4 月 1 日	第 1 版	2025 年 1 月 30 日	第 30 版
2004 年 12 月 15 日	第 2 版	2025 年 7 月 30 日	第 31 版
2005 年 1 月 21 日	第 3 版		
2006 年 4 月 26 日	第 4 版		
2006 年 11 月 29 日	第 5 版		
2008 年 2 月 27 日	第 6 版		
2008 年 10 月 8 日	第 7 版		
2008 年 11 月 5 日	第 8 版		
2009 年 11 月 27 日	第 9 版		
2011 年 3 月 8 日	第 10 版		
2012 年 1 月 17 日	第 11 版		
2012 年 7 月 13 日	第 12 版		
2013 年 1 月 31 日	第 13 版		
2013 年 8 月 20 日	第 14 版		
2013 年 12 月 27 日	第 15 版		
2014 年 9 月 1 日	第 16 版		
2015 年 1 月 7 日	第 17 版		
2015 年 7 月 23 日	第 18 版		
2015 年 12 月 28 日	第 19 版		
2016 年 7 月 21 日	第 20 版		
2016 年 11 月 15 日	第 21 版		
2017 年 2 月 10 日	第 22 版		
2017 年 9 月 22 日	第 23 版		
2018 年 5 月 7 日	第 24 版		
2018 年 8 月 7 日	第 25 版		
2019 年 1 月 31 日	第 26 版		
2019 年 9 月 2 日	第 27 版		
2020 年 4 月 3 日	第 28 版		
2024 年 5 月 29 日	第 29 版		

5. 主な改訂点 Main revisions.

- 付属書 1. 環境関連物質リストの改訂

物質	改訂内容	変更内容・理由等
禁止物質 A-1		
中鎖型塩化パラフィン(MCCP)炭素数 C14-17	新規追加	ストックホルム条約追加
長鎖ペルフルオロカルボン酸(PFCA)、その塩及び関連物質(PFCA) (炭素 C9-C21)	新規追加	ストックホルム条約追加
含有管理物質		
中鎖型塩化パラフィン(MCCP)炭素数 C14-17	削除	禁止物質 A-1 に変更
長鎖ペルフルオロカルボン酸(PFCA)、その塩及び関連物質(PFCA) (炭素 C15-C21)	削除	禁止物質 A-1 に変更

- 付属書 2. 提出資料一覧の改訂
ー 非含有保証書を第 10 版へ改版。

付属書1. 環境関連物質リスト 禁止物質A-1

化学物質名	CAS RN	要求事項 区分	閾値	対象の用途	引用した 法令など
カドミウム/カドミウム化合物	IEC62474 あるいは GADSL参照	含有禁止	<100ppm	包装材、電池と下記の適用除外を除く全て (包装材・電池は、禁止物質A(補足)を参照のこと)	1, 2, 3, 12, 13, 15, 20, 26
		適用除外	—	「EU RoHS 2011/65/EU Annex III/IV」, 「ELV 2000/53/EC Annex II」 最新版掲載の用途	
六価クロム化合物	IEC62474 あるいは GADSL参照	含有禁止	<1000ppm	包装材と下記の適用除外を除く全て (包装材は、禁止物質A(補足)を参照のこと)	1, 2, 3, 12, 13, 15, 20, 26
		適用除外	—	「EU RoHS 2011/65/EU Annex III/IV」, 「ELV 2000/53/EC Annex II」 最新版掲載の用途	
鉛/鉛化合物	IEC62474 あるいは GADSL参照	含有禁止	<1000ppm	包装材、電池と下記の適用除外を除く全て (包装材・電池は、禁止物質A(補足)を参照のこと)	1, 2, 3, 12, 13, 15, 20, 23, 26, 27
		適用除外	—	「EU RoHS 2011/65/EU Annex III/IV」, 「ELV 2000/53/EC Annex II」 最新版掲載の用途	
水銀/水銀化合物	IEC62474 あるいは GADSL参照	含有禁止	<1000ppm	包装材、電池と下記の適用除外を除く全て (包装材・電池は、禁止物質A(補足)を参照のこと)	1, 2, 3, 12, 13, 15, 20, 26, 31
		適用除外	—	「EU RoHS 2011/65/EU Annex III/IV」, 「ELV 2000/53/EC Annex II」 最新版掲載の用途	
特定臭素系難燃剤の ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	IEC62474 あるいは GADSL参照	含有禁止	<1000ppm	全ての用途	1,12, 13, 15, 20
特定臭素系難燃剤の ポリ臭化ジフェニルエーテ ル類 (PBDE類)	IEC62474 あるいは GADSL参照	含有禁止	<1000ppm	全ての用途	1,3,12, 13,15, 16, 20, 21
フタル酸ビス(2-エチルヘキ シル) (DEHP)	117-81-7	含有禁止	<1000ppm	全ての用途	1, 3
ブチルベンジルフタレート (BBP)	85-68-7	含有禁止	<1000ppm	全ての用途	1, 3
ジブチルフタレート (DBP)	84-74-2	含有禁止	<1000ppm	全ての用途	1, 3
ジイソブチルフタレート (DIBP)	84-69-5	含有禁止	<1000ppm	全ての用途	1, 3
REACH規則 Annex XVII (制限物質)	ECHA (欧州化学品 庁)の 最新情報を参 照 https://echa.europa.eu/substances-restricted-under-reach	含有禁止	法律要求に 準じる	個別の物質毎に規定される制限用途による	3

EU POPs規則 (EU) 2019/1021 Annex I / II *1	ECHA (欧州化学品 庁)の 最新情報を参 照 https://echa.europa.eu/list-of-substances-subject-to-pops-regulation	含有禁止	法律要求に 準じる	個別の物質毎に規定される制限用途による	4
赤リン*2	7723-14-0	含有禁止	-	電極間の電気絶縁部に使用する樹脂系部材の難燃剤 例: 上記の用途で採用する部品の代表例を以下に示す。 ただし、これに限定されない。 コネクタ、ACコード、ACアダプタ、ACインレット、ACアウトレット、DCプラグ、DCジャック、電源スイッチ、端子台、ファンモータ、トランス用ボビン、インダクタ用ボビン、台座、コアケース、など	-
		適用除外	-	(I) 電極間の電気絶縁部に使用する樹脂系部材の難燃剤以外の用途 (II) 含有禁止対象の難燃剤であり、2020/4/1時点で採用実績がある樹脂系部材(樹脂材料)においては、下記を満たすもの。 ・赤リン粒子に防湿コート又はそれと同等の対策(安定化処理)が施されていること	-
ヒ素/ヒ素化合物	IEC62474 参照	含有禁止	<1000ppm	下記の適用除外を除くの全ての用途	3
		適用除外	-	成分としてヒ素を含有する化合物半導体、プリント基板の銅箔接着部	-
フッ素化温室ガス (HFC, PFC, SF6)	IEC62474 参照	含有禁止	-	全ての用途	9
ハロゲン系難燃剤	-	含有禁止	- *3	電子ディスプレイ中の難燃剤 (100cm2超のスクリーンを有するテレビ、モニター及びデジタルサイネージディスプレイを含む電子ディスプレイの筐体及びスタンド)	10
ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	133-49-3	含有禁止	<1000ppm	全ての用途	22
リン酸イソプロピルフェニル (PIP (3:1))	68937-41-7	含有禁止	- *3	全ての用途	22
“GADSL Reference List”に 収載されたClassification(分 類)が “P(禁止: Prohibited)” または “D/P(申告/禁止: Declarable/Prohibited)” の物質	GADSL Webサ イト“GADSL Reference List” 最新情報を参 照 http://www.gadsl.org	含有禁止	<1000ppm (Listに表記 されない限り 0.1wt%)	個別の物質毎に規定される制限用途による	-

パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS) *1	IEC62474 あるいは GADSL参照	含有禁止	PFOS とその 塩の合計: <25ppb; PFOS 関連化 合物またはそ れらの 組み合わせ: <1ppm	すべての用途	4, 38
パーフルオロオクタン酸 (PFOA)、その塩および PFOA関連物質 *1	IEC62474 あるいは GADSL参照	含有禁止	PFOA とその 塩の合計: <25ppb; PFOA 関連 化合物または それらの 組み合わせ: <1ppm	すべての用途	4, 38
ペルフルオロヘキサン-1-ス ルホン酸(PFHxS)、その塩お よび関連物質 *1	IEC62474 あるいは GADSL参照	含有禁止	PFHxS とその 塩の合計: <25ppb; PFHxS 関連 化合物または それらの 組み合わ せ:<1ppm	すべての用途	4, 38
1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18 ,18-ドデカクロロペンタシク ロ[12.2.1.16,9.02,13.05,10] オクタデカ-7,15-ジエン("デ クロランプラス™) その個々 のanti-異性体およびsyn 異 性体のいずれかまたはそれ らの任意の組み合わせ	13560-89-9 135821-74-8 135821-03-3	含有禁止	< 1ppm	すべての用途	4,16, 31, 38
2-(2H-ベンゾトリアゾール- 2-イル)-4,6-ジ -tert-ペンチルフェノール (UV-328)	25973-55-1	含有禁止	< 1ppm	すべての用途	4,16, 38
中鎖型塩化パラフィン (MCCP) 炭素数14~17	ストックホルム 条約の最新情 報を参照*4	含有禁止	-	すべての用途	38
長鎖ペルフルオロカルボン 酸(PFCA) 、その塩及び関 連物質(PFCAs) (炭素数 C9-C21)	ストックホルム 条約の最新情 報を参照*4	含有禁止	-	すべての用途	38

*1 EU POPs 規則と上記表の個別物質の記載内容に相違がある場合は、EU POPs 規則の要求事項が優先される。

*2 chemSHERPAの物質リストには、赤リンの登録がないので、「管理対象物質以外 (旧 任意報告物質)」として記入をしてください。

*3 意図的添加されている場合、または不純物として含有されることを知りうる場合、いずれの場合も 閾値に依らず禁止物質として取り扱う。

*4 物質定義はこちらを参照 <https://www.pops.int/Portals/0/download.aspx?e=UNEP-POPS-COP.12-32-Add.1.English.docx>

禁止物質A-2

なし

禁止物質A(補足)

包装材料用途に関する事項

化学物質名	CAS RN	要求事項 区分	閾値 (計算の基準)	対象の用途	引用した 法令など
PVC(ポリ塩化ビニル)	9002-86-2	含有禁止	不使用	下記の適用除外を除く、包装材(TDKラムダ製品を配送・保護するための材料)	-
カドミウム 六価クロム 鉛 水銀	-	含有禁止	4重金属合計 *1) <100ppm	(例:トレイ、リール、スティック、袋、緩衝材、ステプラー、シート、ラップ、段ボール、テープ、結束バンド、ラベル、印刷インク、塗料など。)	5
		適用除外	-	通い箱	-
PBB	-	含有禁止	<1000ppm	下記の適用除外を除く、包装材(TDKラムダ製品を配送・保護するための材料)	-
PBDE	-	含有禁止	<1000ppm	(例:トレイ、リール、スティック、袋、緩衝材、ステプラー、シート、ラップ、段ボール、テープ、結束バンド、ラベル、印刷インク、塗料など。)	
塩化コバルト	7646-79-9	含有禁止	不使用	塩化コバルトを含むシリカゲル	44
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	117-81-7	含有禁止	合計*2) <1000ppm	包装材料(製品を配送・保護するための材料) (トレイ、袋、緩衝材、シート、ラップ、段ボール、テープ、結束バンド、ラベル、印刷インキ、塗料など。但し、通い箱やサイト間の輸送に使用する場合は除く)	3
ブチルベンジルフタレート (BBP)	85-68-7				
ブチルフタレート (DBP)	84-74-2				
ジイソブチルフタレート (DIBP)	84-69-5				
1～7個の芳香環を含む 鉱物油芳香族炭化水素 (MOAH)		含有禁止	インク中 <0.1重量% (1,000ppm)	包装材、一般向け印刷物のインク部位	32
		含有禁止	(芳香環が3～7個 のMOAHの場合) インク中 <0.0001重量% (1ppm)		
炭素原子数16～35の 鉱物油飽和炭化水素 (MOSH)		含有禁止	インク中の <0.1重量% (1,000ppm)	包装材、一般向け印刷物のインク部位	32
EU POPs規則 (EU) 2019/1021	ECHA(欧州化学品庁)のホームページより最新情報を参照 https://echa.europa.eu/list-of-substances-subject-to-pops-regulation	含有禁止	物品による*3	物品による*3	4,38
中鎖型塩化パラフィン (MCCP) 炭素数14～17	ストックホルム条約の最新情報を参照*4	含有禁止	-	すべての用途	38
長鎖ペルフルオロカルボン酸(PFCA)、その塩及び関連物質(PFCAs) (炭素数C9～C21)	ストックホルム条約の最新情報を参照*4	含有禁止	-	すべての用途	38

*1) カドミウム・鉛・水銀・六価クロムは、包装を構成する各部材・塗料・インクごとに、個々で閾値未満であると共に、

4重金属合計で100ppm未満とする。

*2) 許容値は包装材を構成する各部材・塗料・インクごとに、4物質の合計値とする。

*3) 法律要求に準じる

*4) 物質リストはこちらを参照 <https://www.pops.int/Portals/0/download.aspx?e=UNEP-POPS-COP.12-32-Add.1.English.docx>

電池または蓄電池に関する事項

化学物質名	要求事項 区分	閾値	対象の用途	引用した 法令など
水銀/ 水銀化合物 *1)	含有禁止	< 5ppm (製品)	電池または蓄電池 *2)	6
カドミウム/ カドミウム化合物 *1)	含有禁止	< 20ppm (製品)	下記の適用除外を除く携帯型電池または蓄電池 *3)	6
	適用除外	—	非常灯を含む緊急警報システム、医療用機器に使用する 携帯型電池または蓄電池 *3)	6
鉛/ 鉛化合物 *1)	含有禁止	< 40ppm (製品)	アルカリ性二酸化マンガン亜鉛電池	14
	含有禁止	< 2000ppm (製品)	非アルカリ性二酸化マンガン亜鉛電池	14
	適用除外	—	上記以外の電池または蓄電池	—
過塩素酸塩	含有禁止	< 0.006ppm (製品)	コインセル電池*8)	28

*1)「電池および蓄電池、ならびに使用済み電池および蓄電池、ならびに指令91/157/EECの廃止に関するEU指令」(2006/66/EC)では、閾値未満であっても表示義務が課せられるので注意すること。

*2) 電池または蓄電池とは、化学エネルギーを直接変換することにより電気エネルギーを発生させるものであり、単一または複数の一次電池セル(充電不可)、あるいは単一または複数の二次電池セル(充電可)によって構成されるものを意味する。

*3) 携帯型電池または蓄電池とは、以下に該当する電池、ボタン電池、電池パック、蓄電池を意味する。*2) *4) *5)

(a)密閉されている。

(b)手で持ち運び可能である。

(c)産業用の電池または蓄電池ではなく、自動車用の電池または蓄電池でもない。*6) *7)

*4) ボタン電池とは、補聴器、腕時計、小型携帯機器、バックアップ電源などの特殊目的に使用される、直径が高さより大きく、小型で円形の携帯型電池または蓄電池を意味する。

*5) 電池パックとは、相互に接続されていて、および/または最終ユーザーが分割または開封することを意図しない完全なユニットを構成するように、外部ケース内に密封されている電池または蓄電池セットを意味する。

*6) 産業用電池または蓄電池とは、産業用または業務用専用に設計されている電池または蓄電池、あるいは各種の電気車両に使用されている電池または蓄電池を意味する。

*7) 自動車用電池または蓄電池とは、自動車用スターター、ライト、点火の電源に使用される電池または蓄電池を意味する。

*8) コインセル電池とは、コインほどの大きさと形の小型ボタン電池。

’電池番号は「CR」で始まり、時計、電化製品、キーレス エントリー システム、および電源が切断された後もメモリを保持できるデバイスに搭載されることがある。

*「電池および蓄電池、ならびに使用済み電池および蓄電池、ならびに指令91/157/EECの廃止に関するEU指令」(2006/66/EC)には、EU加盟各国の法律で追加要求事項が定められる場合があるので注意すること。

含有管理物質A

化学物質名	CAS RN	要求事項 区分	閾値	対象の用途	引用した 法令など
ハロゲン/ハロゲン化合物 (ただし有機臭素化合物・ 有機塩素化合物のみ)	-	含有管理	臭素分、塩素分 各 <900ppm およびその合計 <1500ppm	全ての用途	41, 42
REACH規則 Candidate List of substances of very high concern for Authorisation に収載されたSVHC(高 懸念物質)	ECHA(欧州化学品庁) のホームページより Candidate List最新版を 参照 http://echa.europa.eu/web/guest/candidate-list-table	含有管理	<1000ppm	全ての用途	3
プロポジション65に記載された化学物 質 *1	OEHHA(カリフォルニア 州環境保護庁有害物質 管理局)のホームページ よりProposition 65 Listを 参照 https://oehha.ca.gov/proposition-65/proposition-65-list	含有管理	- *2	全ての用途	27
ベリリウム/ベリリウム化合物	GADSL 参照	含有管理	<1000ppm	全ての用途	43
セレン/セレン化合物	GADSL 参照	含有管理	<1000ppm	全ての用途	19
アンチモン/アンチモン化合物	GADSL 参照	含有管理	<1000ppm	全ての用途	-
"GADSL Reference List"に掲載され たClassification(分類)が、 "D(申告:Declarable)"の物質	GADSL Webサイト "GADSL Reference List" 最新情報を参照 http://www.gadsl.org	含有管理	<1000ppm (Listに表記 されない限り 0.1wt%)	当該物質を、閾 値を超えて使用 する場合、当社 へ申告しなければ ならない。	-
IEC 62474に表示される物質	IEC Webサイト "IEC62474 Declarable Substance List"最新情報 を参照 http://std.iec.ch/iec62474/iec62474.nsf/Index?open&q=080632	含有管理	<1000ppm (Listに表記 されない限り 0.1wt%)	「Declarable Substance List」 の収載物質につ いては、閾値を 超えて使用する 場合、当社へ申 告しなければならない。	-
テトラブロモビスフェノールA (TBBPA)	79-94-7	含有管理 *3	- *2	すべての用途	1

ペルフルオロヘキサン酸(PFHxA)、その塩および関連物質	IEC62474 あるいは GADSL参照	含有管理 *3	- *2	すべての用途	3
パーフルオロアルキル化合物、ポリフルオロアルキル化合物及びこれらの塩類 (PFAS) ・少なくとも1つの完全にフッ素化された炭素原子を含むフッ素化有機化学物質のクラスのメンバーを含む物質	IEC62474 あるいは GADSL参照、 *4、*5	含有管理 *3	- *2	すべての用途	3, 30
デカブロモジフェニルエタン (DBDPE)	84852-53-9	含有管理 *3	- *2	すべての用途	31

*1 chemSHERPAの物質リストには、プロポジション65に記載された化学物質の登録がないことがあるので、「管理対象物質以外 (旧 任意報告物質)」として記入をしてください。

*2 意図的添加されている場合、または不純物として含有されることを知りうる場合、いずれの場合も 閾値に依らず「含有管理物質」として取り扱う。

*3 関連法規制の法的動向に基づき、TDKでは別途指示を行い、その施行日の1年前より「禁止物質」として取り扱うことがある。

*4 OECD (経済協力開発機構)のComprehensive Global Database of PFAS: <https://www.oecd.org/chemicalsafety/risk-management/global-database-of-per-and-polyfluoroalkyl-substances.xlsx>

*5 米国EPA(環境保護庁)のPFAS Master List of PFAS Substances: <https://comptox.epa.gov/dashboard/chemical-lists/pfasmaster>

GADSLとは

Global Automotive Stakeholder Group (GASG)が公開する“Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)”に表示される物質のこと (最新版が有効)

<http://www.gadsl.org>

IEC62474とは

International Electrotechnical Commission(IEC)が公開する電気・電子機器製品に関する国際規格:IEC62474に表示される物質のこと (最新版が有効)

<http://std.iec.ch/iec62474>

引用した特定法規制および業界標準のリスト

1	指令2011/65/EU (“RoHS指令”) (“Directive on the Restriction of the Use of Certain Hazardous Substances in Electrical and Electronic Equipment” (recast))	EU
2	指令2000/53/EC (“ELV 指令”) (“Directive on End-of-Life Vehicles”)	EU
3	Reg. (EC) No. 1907/2006 (“REACH規則”) (“Regulation concerning the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (REACH)”)	EU
4	Reg. (EU) 2019/1021 (“EU POPs規則”) (“Regulation on Persistent Organic Pollutants (recast)”, (EU POPs Regulation))	EU
5	指令94/62/EC (“EU包装指令”) (“Directive on Packaging and Packaging Waste”)	EU
6	指令2006/66/EC (“EU 電池指令”) (“Directive on Batteries and Accumulators and Waste Batteries and Accumulators”)	EU
7	Reg. (EC) No. 1005/2009 (“オゾン層破壊物質に関する規制”) (“Regulation on Substances that Deplete the Ozone Layer (recast)”)	EU
8	指令2013/59/EURATOM (“放射線物質に関する指令”) (“2013/59/EURATOM laying down basic safety standards for protection against the dangers arising from exposure to ionising radiation”)	EU
9	Reg. (EU) No. 517/2014 (特定のフッ素化温室効果ガスに関するEU規則) (“Regulation (EU) No 517/2014 on Fluorinated Greenhouse Gases”)	EU
10	指令2009/125/ECおよびその関連規則 (“ErP指令”)(“Directive establishing a framework for the setting of ecodesign requirements for energy-related products (recast)”); “Ecodesign Directive”)	EU
11	CRM(クリティカルローマテリアル)リスト (COM(2020) 474 final; Critical Raw Materials Resilience: Charting a Path towards greater Security and Sustainability)	EU
12	電器電子製品有害物質使用制限管理弁法 令 第32号 (电器电子产品有害物质限制使用管理办法 令 第32号) (“中国版RoHS”)	中国
13	GB/T 30512 (自動車使用禁止物質要求、“中国版ELV”) (“Requirements for prohibited substances on automobiles”) (“汽车禁用物质要求”)	中国
14	GB 24427-2021 (亜鉛アノードを用いた一次バッテリーにおける水銀、カドミウム、鉛含有量の制限に関する要件) (Content limitation of mercury, cadmium and lead for zinc anode primary battery) (锌负极原电池汞铅含量的限制要求)	中国
15	再生資源の利用の促進に関する法律 (電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法、“J-MoSS”)	日本
16	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (昭和48年法律第117号) (“化審法”)	日本
17	オゾン層保護法 (特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和63年5月20日 法律 第53号))	日本
18	核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律 (原子炉等規制法、昭和32年法律第166号)	日本
19	(昭和45年法律第138号) 水質汚濁防止法 (“水濁法”)	日本
20	電気・電子製品および自動車の資源循環に関する法律 (“韓国版RoHS”) (“The Act for Resource Recycling of Electrical and Electronic Equipment and Vehicles” (Korea RoHS))	韓国
21	残留性汚染物質管理法 (Persistent Organic Pollutants Control Act; “韓国POPs”)	韓国
22	15 U.S.C. § 2601 et seq. (1976) 有害物質規制法 (“TSCA”) (Toxic Substances Control Act)	米国
23	[Public Law 110-314] 消費者製品安全改善法 (“Consumer Product Safety Improvement Act of 2008”, (CPSIA))	米国
24	42 U.S.C. ch. 85 (§ § 7401-7671q) (“Clean Air Act” (CAA); 大気浄化法)	米国
25	原子力規制委員会(NRC)により定められた連邦規則 タイトル10 CFR パート20 (Nuclear Regulatory Commission (NRC) Regulations Title 10 CFR Part 20)	米国
26	電子機器廃棄物リサイクル法 (米国カリフォルニア州、SB 20,Chapter 526, 修正項SB 50 とAB 575) (“California Electronic Waste Recycling Act of 2003” SB20, Chapter 526, as amended by SB 50 and AB 575)	米国・カリフォルニア州
27	1986年安全飲料水および有害物質施行法 (“プロポジション65”) (Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986 (“Proposition 65”)) (HEALTH AND SAFETY CODE – HSC; Chapter 6.6)	米国・カリフォルニア州
28	AB 826 (過塩素酸塩汚染防止法; “The Perchlorate Contamination Prevention Act”)	米国・カリフォルニア州
29	環境保全法- タイトル 7 § 27-0719 「電池の取扱いおよび廃棄」; (Environmental Conservation Law – Title 7 § 27-0719. Battery management and disposal)	米国・ニューヨーク州
30	PFAS規制法 (“Public Law c. 477, An Act To Stop Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances Pollution”)	米国・メイン州
31	(SOR/2012-285) カナダ 2012年特定有害物質禁止規則およびその関連規則 (Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations, 2012 (SOR /2012-285))	カナダ
32	循環経済法 第112条 (“Decree No. 2020-105 on the ‘Fight Against Waste and the Circular Economy’ Article 112”; “l’article 112 de la loi du 10 février 2020 relative à la lutte contre le gaspillage et à l’économie circulaire”)	フランス
33	SR14.81 化学品リスク軽減政令 (“Chemical Risk Reduction Ordinance”(ORRChem; ChemRRV))	スイス
34	FOR-2004-06-01-0922(製品規制); (Forskrift om begrensning i bruk av helse- og miljøfarlige kjemikalier og andre produkter (produktforskriften); Regulations restricting the use of chemicals and other products hazardous to health and the environment (product regulations)).	ノルウェー
35	(BGBl.No.1990/194) (ホルムアルデヒド規制, “Formaldehydverordnung”)	オーストリア
36	HN 96:2000 (衛生基準および規制; “Hygiene Norm HN 96:2000 (Hygiene Norms and Regulations)”)	リトアニア
37	乾電池の製造、輸入および販売に関する規制 (“Restrictions on the Manufacture, Import, and Sale of Dry Cell Batteries”, Article 21 of Waste Disposal Act)	大中華地区: 台湾
38	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (“POPs条約”) (“Stockholm Convention on Persistent Organic Pollutants; “POPs Convention”)	国連
39	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書 (“The Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer”)	国連
40	京都議定書 (“The Kyoto Protocol to the United Nations Framework Convention on Climate Change”)	国連
41	IPC-4101(エレクトロニクスをつなぐ協会規格、プリント積層基板のための材質標準) (IPC, “Specification for Base Materials for Rigid and Multilayer Printed Boards”)	業界
42	IEC 61249-2-21(国際電気標準会議規格、積層基板とその他内部接続構造の材質標準) (“Standard for Materials for printed boards and other interconnecting structures”)	業界
43	EICTA/CECED/AeA/EERAの合意文書ガイダンス; (EICTA, CECED, AeA Europe and EERA Joint Position Guidance on implementing article 11 of Directive 2002/96 (EC) concerning information for treatment facilities)	業界
44	指令2003/34/EC (76/769/EECの第23次修正指令) (“危険物質及び調剤の上市と使用の制限に関する指令”) Directive 2003/34/EC of the European Parliament and of the Council of 26 May 2003 amending for the 23rd time Council Directive 76/769/EEC relating to restrictions on the marketing and use of certain dangerous substances and preparations	EU

付属書 2. 提出資料一覧

1. 提出資料一覧

提出資料	対象となる購入品	備考
含有化学物質情報 chemSHERPA	化学品	chemSHERPA(CI):ご提出時における最新版Formatにてご提出してください。
	部品 包装材	chemSHERPA(AI):ご提出時における最新版Formatにてご提出してください。
精密分析データ	化学品 部品 包装材	必須ではありませんが、弊社より個別に依頼する場合はご提出ください。 鉛・カドミウム・水銀・6価クロムの4物質を必須とします。 分析データが、複数になる場合は、部位と分析データの対応表もご提出してください。
SDS(Safety Data Sheet)	化学品	法規制物質を含有する化学品は、ご提出を必須とします。
個別要求による情報提供	TDKグループが 指定した購入品	TDKグループより、個別に依頼します。
製品・部材・包装材に含有される化学 物質に関する『非含有保証書』	化学品 部品	様式:EMS-010-1C_JE(第10版) / Form:EMS-010-1C_JE(Ver_10) をご記入の上、ご提出してください。
	包装材	様式:EMS-010-2B_JE(第10版) / Form:EMS-010-2B_JE(Ver_10) をご記入の上、ご提出してください。

2. 提出資料の記載方法および注意点

(1) 含有化学物質情報

- 含有化学物質情報の調査Formatは、chemSHERPAを標準Formatとします。
- chemSHERPAのFormatは定期的に更新されますので、chemSHERPA websiteの最新版にてご提出ください。
chemSHERPA website: <https://chemsherpa.net/>
- 購入品に含有する化学物質は、chemSHERPAの成分情報の伝達基準に基づき、報告してください。
任意報告を利用した管理対象物質以外のフルデクラレーションを事業部門から個別に依頼させていただく場合があります。
- フルデクラレーションに対応する場合に標準Format以外での回答をご希望の場合、弊社 資材管理部までお問い合わせください。
- 用途により適用除外となる場合でも、環境関連物質について意図的添加がある場合、および、閾値を超える不純物としての含有を認識されている場合、環境関連物質について成分の記載が必要です。

(2) 精密分析データ

- 分析対象は、「EU RoHS 2011/65/EU Annex III/IV」,「ELV 2000/53/EC Annex II」最新版掲載の用途と通箱を除く購入品とします。
定められた分析方法によって分析したデータをご提出ください。
- 分析データが、複数になる場合は、部位と分析データの対応表もご提出ください。
- データの有効期限は、特に定めませんが、品質に影響を与える変更があった場合は、再提出をしてください。
- 弊社事業部門より、別途分析データに関する基準を個別に要求する場合、個別の要求が優先します。
(ハロゲンやフタル酸の分析データ、更新期限に関する依頼など)

(3) SDS(Safety Data Sheet)

- 労働者の健康被害回避や環境保護、生態系保護等を目的とした化学物質の適切な管理のため、法的に指定された化学物質を含有する場合は提出を必須とします。

(4) 個別要求による情報提供

- TDKグループの顧客要求への対応などにより、個別要求による情報提供をお願いする場合があります。
(例) 指定化学物質の精密分析試験報告書、CMRT(Conflict Minerals Reporting Template) など

(5) 非含有保証書の提出

- 弊社で禁止している物質が含有されていないこと、及び適用除外の証明として提出してください。

付属書 3. 分析方法

- (1) 分析方法は、IEC62321に準拠してください。
- (2) 分析対象については、部位単位で定量分析を実施し分析結果が閾値以内であること。
- (3) 分析時の定量下限値は、以下例示以外の方法であっても、前処理と測定装置の組合わせで、
水銀5ppm未満、カドミウム5ppm未満、総クロム2ppm未満、鉛30ppm未満のそれぞれを保証できれば良いものとする。
- (4) データを証明書として使用する場合は、試験方法を明記すること。
- (5) 本基準書ではPBBs、PBDEsの分析は要求しないが、顧客要求等に対応するために分析する場合は、この方法を推奨する。
- (6) 本基準書ではDEHP、BBP、DBP、DIBPの分析は要求しないが、顧客要求等に対応するために分析する場合は、この方法を推奨する。

化学物質名	前処理	分析装置
カドミウム/カドミウム化合物 鉛/鉛化合物 クロム/クロム化合物	硫酸・硝酸・塩酸・フッ化水素酸・過酸化水素酸などの存在下で湿式分解法(加圧分解含む)、硫酸存在下での灰化法、密閉容器内での加圧酸分解法(マイクロウェーブ分解法)などによって溶液化する。溶液中に沈殿物が生じた場合は、フッ酸分解・アルカリ熔融分解などによって完全に溶解して溶液化する。	誘導結合プラズマ発光分光分析装置(ICP-AES, ICP-OES) 誘導結合プラズマ質量分析装置(ICP-MS) 原子吸光分析装置(AAS, FLAAS)
水銀/水銀化合物	加圧分解または還流冷却付分解フラスコを用い、水銀の揮散を防ぎ、硫酸・硝酸・過マンガン酸カリウムなどで溶液化する。またはマイクロウェーブ分解法などを用いても良い。	還元気化ICP発光分光分析装置(ICP-AES, ICP-OES) 誘導結合プラズマ質量分析装置(ICP-MS) 原子吸光分析装置(還元気化、加熱気化)
六価クロム化合物	熱水抽出などの溶出法、アルカリ溶液分解法などによって水溶液中に六価クロムを溶出する。	吸光光度計、 イオンクロマトグラフ分析装置など
PBBs・PBDEs(参考)	有機溶媒で溶解またはソックスレー抽出を行い、シリカゲルカラム処理を行い溶液化する。	ガスクロマトグラフ質量分析装置(GC-MS) など
DEHP・BBP・DBP・DIBP (参考)	IEC 62321-8 『電気・電子機器の特定物質測定』 準拠	ガスクロマトグラフ質量分析装置(GC-MS)

製品・部材に含有される化学物質に関する「非含有保証書」
Non-Containing Guarantee of Chemical Substances

[メーカー保証] Manufacturer:
当社は、当社(当社の子会社・関連会社を含む)がTDKラムダ株式会社(子会社・関連会社を含む)に納入する下記製品又は部材に、TDKラムダ株式会社の「グリーン調達基準書」に基づき、下記に記載する化学物質に関して、TDKラムダ株式会社の定めた許容基準を満たす事を保証致します。
We, manufacturer, (and our subsidiaries and affiliates) hereby guarantee that the following listed products and components/materials that we supply to TDK-LAMBDA K.K (and their subsidiaries and affiliates) do not contain the following chemical substances exceeding threshold level specified by TDK-Lambda K.K. in accordance with "TDK-LAMBDA Group Green Procurement Standard".

[メーカー] Manufacturer: 会社名 Company Name

部署名 Division Name

責任者名 Name of responsible person 印

担当者名 Signature: 印

TEL(Phone)

E-mail

[代理店保証] Distributor:
当社(代理店)は、納入する下記製品又は部材が[メーカー]が上記保証した対象物であることを保証いたします。
We Distributor, hereby guarantee that the following listed products and components/materials that we supply to TDK-LAMBDA K.K (and their subsidiaries and affiliates) are the products and components/materials which Manufacture guaranteed as above.

[代理店] Distributor: 会社名 Company Name

責任者名 Signature: 印

1. 対象化学物質とその許容基準(The object chemical substance and its threshold level)

NO	対象物質群 Substances name	用途 Applications of substance and scope of the standards	許容基準 Threshold Level (Impurities density)
1	カドミウム及びその化合物 Cadmium and Cadmium Compounds	適用除外以外の用途 All applications other than the Exemptions	< 100 ppm
		適用除外の用途 Usage under Exemption	除外基準による Based on list of exemption
2	鉛及びその化合物 Lead and lead compounds	適用除外以外の用途 All applications other than the Exemptions	< 1,000 ppm
		上記以外の適用除外の用途 Usage under Exemption other than above	除外基準による Based on list of exemption
3	水銀 Mercury and Mercury Compounds	全ての用途 All applications	< 1,000 ppm
		適用除外の用途 Usage under Exemption	除外基準による Based on list of exemption
4	六価クロム Hexavalent Chromium and Hexavalent Chromium Compounds	全ての用途 All applications	< 1,000 ppm
5	PBB (Polybrominated Biphenyls)	全ての用途 All applications	< 1,000 ppm
6	PBDE(Deca-BDE含む) PBDE (Polybrominated Biphenyl Ethers) &Deca-BDE	全ての用途 All applications	< 1,000 ppm
7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) Bis (2-ethylhexyl) phthalate (DEHP) CAS No.117-81-7	全ての用途 All applications	< 1,000 ppm
8	ブチルベンジルフタレート Butyl benzyl phthalate (BBP) CAS No.85-68-7	全ての用途 All applications	< 1,000 ppm
9	ジブチルフタレート Dibutyl phthalate (DBP) CAS No.84-74-2	全ての用途 All applications	< 1,000 ppm
10	ジイソブチルフタレート Diisobutyl phthalate (DIBP) CAS No.84-69-5	全ての用途 All applications	< 1,000 ppm
11	リン酸イソプロピルフェニル (PIP (3:1)) Phenol, isopropylated phosphate (3:1) CAS No.68937-41-7	全ての用途 All applications	意図的使用なし Intentional non-use
12	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ビス(2-メチルブタン-2-イル)フェノール (UV-328)	全ての用途 All applications	意図的使用なし Intentional non-use
	2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4,6-ditertpentylphenol (UV-328) CAS No.25973-55-1		
13	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ[12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン("デクロラプラス"™) その個々のanti-異性体およびsyn 異性体のいずれかまたはそれらの任意の組み合わせ 1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18dodecachloropentacyclo[12.2.1.16,9.02,13.05,10]octadeca-7,15-diene("Dechlorane plus"™) individual anti- and syn-isomers or any combination thereof CAS No.13560-89-9 ; 135821-74-8 ; 135821-03-3	全ての用途 All applications	意図的使用なし Intentional non-use
14	中鎖型塩化パラフィン(MCCPs) 炭素数14~17 Alkanes, C14-17, chloro 物質定義:EMS-010-3参照 Definition of substances: See EMS-010-3	全ての用途 All applications	意図的使用なし Intentional non-use
15	長鎖ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCAs)、その塩及び関連物質(PFCAs) (炭素数C9-C21) Long-chain perfluorocarboxylic acids (PFCAs), their salts and related compounds with carbon chain lengths from 9 to 21 物質定義:EMS-010-3参照 Definition of substances: See EMS-010-3	全ての用途 All applications	意図的使用なし Intentional non-use

2. 対象製品名または部材名 (Target Product / Component / Material)

No	品目コード Item Code	品名 Product Name	型式 Catalog Number	適用除外有無 Exemption use	除外コード Exemption code
例	00011111	FET	2SK*****	Y	7(a)
1					
2					
3					
4					
5					

尚、記入しきれない場合は、対象品リストを別紙で添付して下さい。* Items, in case more than 5, can be listed and attached to this document.

3. その他 Others

2項記載の製品または部材において、材料変更・製造場所変更・製造工程変更等が発生する場合は、1項記載の学物質含有量が基準値を満たすことを確認し、あらためて本保証書を提出致します。
If there is any change of material/production location/production process etc. for the above items, we will confirm the content of chemical substances is less than the threshold level which described in section1. And will submit this "Non-Containing Guarantee of Chemical Substances" to TDK-LAMBDA K.K. before its delivery.
尚、対象の化学物質が上記許容基準を超えて含有された製品または部材が貴社へ納入された場合、当社の責任において誠意を持って対応致します。
In case that the items which contain the above listed substances exceeding the threshold levels delivered to TDK-LAMBDA K.K., we will take appropriate action to recover the status, in good faith, on our own responsibility and expense.

Substance物質	Definition定義
Medium-chain chlorinated paraffins (MCCPs)	For the purposes of this Convention, substances or mixtures are considered as “Medium-chain chlorinated paraffins (MCCPs)” when they meet the definition in (i), (ii), or both (i) and (ii): (i) Substances or mixtures that contain linear chloroalkanes with carbon chain lengths in the range C14–17 and chlorination levels at or exceeding 45 per cent chlorine by weight; (ii) Substances or mixtures that contain linear C14–17 chloroalkanes of the following molecular formulae: $C_{14}H_{(30-y)}Cl_y$ where $y \geq 5$; $C_{15}H_{(32-y)}Cl_y$ where $y \geq 5$; $C_{16}H_{(34-y)}Cl_y$ where $y \geq 6$; $C_{17}H_{(36-y)}Cl_y$ where $y \geq 6$. 本条約の目的上、物質または混合物が以下の(i)、(ii)、または(i)および(ii)の両方の定義を満たす場合、「中鎖塩素化パラフィン (MCCPs)」とみなされます。 (i) 炭素鎖長がC14～C17の直鎖クロロアルカンを含み、かつ塩素含有量が重量比で45%以上である物質または混合物 (ii) 次の分子式を有するC14～C17の直鎖クロロアルカンを含む物質または混合物： $C_{14}H_{(30-y)}Cl_y$ (ただし $y \geq 5$) $C_{15}H_{(32-y)}Cl_y$ (ただし $y \geq 5$) $C_{16}H_{(34-y)}Cl_y$ (ただし $y \geq 6$) $C_{17}H_{(36-y)}Cl_y$ (ただし $y \geq 6$)
Long-chain perfluorocarboxylic acids, their salts and related compounds (LC-PFCAs)	“Long-chain perfluorocarboxylic acids, their salts and related compounds” means the following: (i) Long-chain perfluorocarboxylic acids or their salts, for the purposes of the Convention, are a homologous series of substances with the molecular formula of $C_nF_{2n+1}COOH$ (where $8 \leq n \leq 20$); (ii) Compounds related to long-chain perfluorocarboxylic acids, for the purposes of the Convention, are any substance that is a precursor and may transform to long-chain perfluorocarboxylic acids, where the perfluorinated alkyl moiety has the formula C_nF_{2n+1} (where $8 \leq n \leq 20$) and is directly bonded to any chemical moiety other than a fluorine, chlorine or bromine atom. The following compounds are not included as long-chain perfluorocarboxylic acids, their salts and related compounds: perfluorooctanoic acid (PFOA), its salts and PFOA-related compounds as listed in Annex A to the Convention. 「長鎖パーフルオロカルボン酸、その塩および関連化合物」とは、以下を意味します。 (i) 長鎖パーフルオロカルボン酸またはその塩は、本条約の目的上、分子式 $C_nF_{2n+1}COOH$ ($8 \leq n \leq 20$) を有する同族体の物質です。 (ii) 長鎖パーフルオロカルボン酸に関連する化合物は、本条約の目的上、前駆体であり長鎖パーフルオロカルボン酸に変換される可能性のある任意の物質であり、パーフルオロアルキル基が C_nF_{2n+1} ($8 \leq n \leq 20$) の式を持ち、フッ素、塩素または臭素原子以外の任意の化学基と直接結合しているものです。 なお、以下の化合物は「長鎖パーフルオロカルボン酸、その塩および関連化合物」には含まれません：パーフルオロオクタン酸 (PFOA)、その塩および条約附属書Aに記載されているPFOA関連化合物。

Reference source >> <https://www.pops.int/Portals/0/download.aspx?e=UNEP-POPS-COP.12-32-Add.1.English.docx>